

軽油抜取調査の実施結果について

～ 関東甲信越ブロックの１０都県で合同抜取調査を実施 ～

関東甲信越ブロックの１０都県は、不正軽油の使用※を防止し課税の適正化を図るため、主要幹線道路等において、走行するトラックなどのディーゼル車からの軽油の抜取調査を実施しています。

平成１９年から実施しているこの取り組みは、広範な地域の主要幹線道路等で自治体が連携・協力をして一斉に調査を実施することにより、不正軽油の流通状況を捕そくし、より一層効果的な不正軽油の流通阻止に資するものです。

茨城県では、以下のとおり県内４箇所で実施し、計１０３本を採油しました。

※軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油などの不正軽油を、ディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税すること。

１ 実施日・採油本数等

・実施日：令和７年６月１７日（火）

・採油本数：１０３本

※採油された軽油については、混和等の有無確認のための分析を実施します。

２ 実施体制（茨城県内）

県税事務所職員 ３５名

警察官 １０名

３ 採油軽油の分析の結果、混和等の嫌疑が検出されたものについての対応

車両の所有者等に対する聴き取り調査等を行い、販売先の確認などのルート調査を実施し、混和の原因が確認された場合は、直ちに課税処分等を行う。

なお、他都道府県ナンバーの車両については、当該都道府県へ通報し、当該都道府県で調査又は課税処分等を行う。